

交通安全対策推進プログラムについて

1 概要

平成18年3月14日、中央交通安全対策会議において、道路交通において平成22年までに交通事故死者数を5,500人以下、交通事故死傷者数を100万人以下にすることを目標とした第8次交通安全基本計画が作成されたところであるが、警察庁交通局においては、同計画を踏まえ、政府目標を達成するために、今後5年間重点的に取り組んでいく交通安全対策について「交通安全対策推進プログラム」を策定した。

2 内容

(1) 道路交通事故の現状【2～4頁】

(2) 取組みに当たっての指針【4～5頁】

(1)の交通事故の発生状況を踏まえ、次の2点を重点目標として取り組む。

- ・ 歩行中・自転車乗用中死者数を平成22年までに約2割以上減少
- ・ 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を平成22年までに約1割以上抑止

(3) 政府目標達成のための重点的取組

ア 歩行者・自転車利用者対策の推進【5頁】

歩行者・自転車利用者の安全確保

- ・ あんしん歩行エリアの整備
- ・ 生活道路事故抑止対策の推進
- ・ 反射材の普及促進
- ・ 悪質自転車対策
- ・ 自転車に係る交通安全教育の推進
- ・ 自転車利用者による交通違反の指導取締りの強化
- ・ 自転車同乗幼児の保護
- ・ 幼児用ヘルメットの着用促進

イ 高齢運転者対策の推進【8頁】

- ・ 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等
- ・ 認知機能検査の導入
- ・ 高齢者講習の充実による運転継続支援

ウ ITを活用した車両事故防止対策の推進【9頁】

- ・ DSSSの推進
- ・ ASVの普及促進

エ 悪質・危険運転者対策の推進【10頁】

- ・ 悪質・危険な運転行為に対する罰則の見直し

オ 被害軽減対策の推進【11頁】

- ・ 後部座席等におけるシートベルトの着用促進
【着用率(目標): 助手席 運転者席と同水準、後部座席 50%以上】

カ 関係機関等と連携した施策の推進【12頁】

- ・ 事故危険箇所対策の推進
- ・ 次期社会資本整備重点計画の策定

キ その他交通警察における今後の重点【14頁】

- ・ 総合的な駐車対策の推進
- ・ 新たな運転免許制度による運転者施策の推進